

付属資料

- 1 宝塚市景観計画策定の経過
- 2 宝塚市景観審議会委員名簿
- 3 諮問書
- 4 答申書
- 5 用語の解説

1 宝塚市景観計画策定の経過

年	月	日	
22 年	1 月	18 日	市長報告にて都市景観条例改正・景観計画策定の方針を決定
	1 月	26 日	平成 21 年度第 6 回都市景観デザイン審査会
	3 月	11 日	平成 21 年度第 7 回都市景観デザイン審査会
	6 月	28 日	平成 22 年度第 3 回都市景観デザイン審査会
	8 月	11 日	平成 22 年度第 4 回都市景観デザイン審査会
	9 月	8 日	都市景観デザイン審査会個別協議
	11 月	2 日	平成 22 年度第 6 回都市景観デザイン審査会
	12 月	21 日	都市景観デザイン審査会市内景観現地視察
23 年	3 月	3 日	平成 22 年度第 7 回都市景観デザイン審査会
	4 月	28 日	平成 23 年度第 1 回都市景観デザイン審査会
	6 月	6 日	平成 23 年度第 2 回都市景観デザイン審査会
	7 月	13 日	平成 23 年度第 3 回都市景観デザイン審査会
	8 月	30 日	平成 23 年度第 4 回都市景観デザイン審査会
	11 月	7 日	平成 23 年度第 4 回都市計画審議会 (今後の景観行政について報告)
	12 月	1 日	景観行政団体となることについて兵庫県協議
24 年	1 月	13 日	景観行政団体の告示（市告示第 17 号）
	1 月	17 日	平成 23 年度第 5 回環境審議会 (今後の景観行政について説明)
	2 月	2 日	平成 23 年度第 8 回都市景観デザイン審査会 (「景観計画策定にあたっての意見」の取りまとめ)
	2 月	13 日	景観行政団体となる
	3 月	30 日	都市景観条例改正（4 月 1 日 一部施行）
	4 月	19 日	都市景観デザイン審査会から市長へ「景観計画策定にあたっての意見」を報告
	5 月	17 日	平成 24 年度第 1 回景観審議会（諮問） (「景観計画策定にあたっての意見」を景観審議会へ提出)
	5 月	24 日	景観審議会委員個別協議
	6 月	1 日	景観審議会委員個別協議
	6 月	8 日	景観審議会委員個別協議
	6 月	25 日	平成 24 年度第 2 回景観審議会（継続審議）

	7 月 5 日	景観審議会会長・副会長協議（第 1 回）
	7 月 12 日	景観審議会委員個別協議
	7 月 23 日	都市経営会議へ付議
	7 月 23 日	正・副市議会議長、正・副産業建設常任委員会委員長へ説明
	7 月 25 日	景観審議会会長・副会長協議（第 2 回）
	7 月 26 日	市議会へ資料送付
	7 月 30 日	平成 24 年度第 3 回景観審議会（継続審議）
	8 月 2 日	平成 24 年度第 2 回都市計画審議会（意見聴取）
	8 月 7 日	パブリック・コメントの意見募集実施（～9 月 6 日）
	8 月 25 日	景観フォーラム開催
	8 月 31 日	平成 24 年度第 4 回景観審議会（継続審議）
	9 月 24 日	都市経営会議へ報告
	9 月 24 日	平成 24 年度第 5 回景観審議会（答申）
	9 月 25 日	平成 24 年度第 3 回都市計画審議会（報告）
	10 月 15 日	景観計画の告示（市告示第 4 4 0 号）

2 宝塚市景観審議会委員名簿

(平成 24 年 10 月 15 日現在)

区 分	氏 名	公 職 等	備 考
知識経験者	岩井 珠恵	ビジュアルデザイナー	副会長
	中嶋 節子	京都大学大学院 人間・環境学研究科准教授	
	藤本 真里	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所講師	
	徳尾野 徹	大阪市立大学大学院工学研究科 都市系専攻建築計画分野准教授	会長
	赤澤 宏樹	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所准教授	
	三谷 幸司	三谷都市建築設計室代表	
	西野 百合子	西野法律事務所弁護士	
	柏樹 容子	兵庫県県土整備部まちづくり局 都市政策課景観形成室長	
公募による 市民	波田 剛		
	山崎 浩子		
臨時委員	高松 良友		都市景観デザイン審査会 委員（公募による市民）

その他委員（宝塚市都市景観デザイン審査会）

区 分	氏 名	公 職 等	備 考
知識経験者	槇林 正樹	兵庫県県土整備部住宅建築局 営繕課長*	平成 23 年 3 月 31 日まで
	藪本 和法	兵庫県県土整備部まちづくり局 都市政策課景観形成室長*	平成 23 年 4 月 1 日から 平成 24 年 3 月 31 日まで
公募による 市民	戸川 進		平成 23 年 3 月 31 日まで

* 公職等の欄は、在任当時のもの

3 諮問書

宝塚市諮問第12号

宝塚市景観審議会

宝塚市景観計画の策定について（諮問）

このことについて、景観法第8条第1項に規定する景観計画を定めるにあたり、次のように審議会に諮問します。

平成24年（2012年）5月10日

宝塚市長 中川 智子

諮 問 趣 旨

本市は、昭和 60 年に都市景観基本計画を策定（平成 13 年改定）し、昭和 63 年に都市景観条例を制定し、20 年以上に渡って美しく調和のとれたまちづくりを目指して取り組んできました。

今後も独自の景観行政を継承しつつ、市民や事業者など多様な主体と共に宝塚の魅力ある景観を守り、育て、つくるための施策を展開します。それには、景観法を積極的に活用し、景観計画を策定することが必要かつ重要となりますので、今般その策定について諮問するものです。

4 答申書

宝 景 審 第 2 4 号

平成 24 年(2012 年)9 月 24 日

宝塚市長 中川 智子 様

宝塚市景観審議会

会長 徳尾野 徹

宝塚市景観計画の策定について（答 申）

平成 24 年(2012 年)5 月 10 日付宝塚市諮問第 12 号で諮問のあった標記のことについては、審議の結果、下記のとおり答申します。

記

諮問のあった宝塚市景観計画の策定については、原案のとおり決定することに同意します。

5 用語の解説

あ

アイストップ (P2-19)

見通しの良い通りの正面などにあって、人の視線を受け止めるもの。

オープンスペース (P2-15)

公園や広場などの建物が建っていない土地、又は敷地内の空地。

か

環境基本計画（宝塚市環境基本計画）(P1-2)

現在と将来の世代が共に環境の恵みを受けることができるように、真に環境に配慮した「健全で恵み豊かな環境をともに育むまち」の実現に向け宝塚市の取り組みを定めた、市民、事業者の暮らし方、営みの指針となるもの。

観光プロムナード（別表、P2-13、P3-6）

宝塚駅から宝塚南口駅にかけて宝塚歌劇や宝塚市立手塚治虫記念館、宝塚温泉などの観光スポットが集中する湯本町を含むエリア。

幹線道路 (P2-1)

市内の骨格的な道路網を形成する道路。

区域区分線（別表）

都市の無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域（宝塚市の全域）を市街化区域と市街化調整区域に区分している線。

景観行政団体 (P1-1)

景観法では、景観の形成に取り組む主体として、都道府県、政令指定都市、中核市のほか、都道府県と協議を経た市町村を「景観行政団体」としている（景観法第7条第1項）。景観行政団体は、景観計画を定めることにより、法の枠組みを活用した景観行政が可能となる。

景観計画 (P1-1)

景観法第8条第1項に規定される景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

景観計画区域 (P1-2)

景観法第8条第2項に規定されるもので、景観計画に定める景観づくりを推進する区域。建造物の建築等の行為の制限を行い、区域内では景観計画に基づいて、良好な景観を保全・形成するために、規制・誘導を行う。

景観重要建造物 (P1-5)

景観法第19条に規定されるもので、景観計画に定められた指定の方針に則して、景

観行政団体の長が指定した良好な景観の形成に重要な建造物のこと。

景観地区（P1-5）

景観法第 61 条及び都市計画法第 8 条に基づく制度で、良好な景観の保全と形成を図るため、建築物の形態意匠や高さの最高限度等について、よりきめ細やかな基準を定める地区。なお、地区の指定は都市計画決定により決定する。

景観法（P1-1）

良好な景観形成に対する国民の意識・関心の高まり等を背景に、平成 16 年 6 月に公布、同 12 月に施行された法律。都市、農山漁村等における良好な景観の形成を促進するため、美しく風格のある国土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造、個性的で活力ある地域社会の実現を図り、国民生活の向上、国民経済、地域社会の健全な発展に寄与することを目的としている。

コミュニティガーデン（P2-15）

地域の住民が主体となって企画から設置、運営までを行う公園。

さ

市街化調整区域（別表）

農林業の振興及び自然環境の保全のため市街化を抑制すべき区域で、原則として開発等は制限され、市街化を促進するような施設の整備は行われない（都市計画法第 7 条第 3 項）。

樹冠投影面積（P3-20）

樹木が成長した時点を想定した樹冠（茎、葉、花等を含む地上にある植物の部分）の水平投影面積

植栽帯（P3-15）

帯状に草木を植えるための場所又はその草木。

スマートインターチェンジ（P1-2）

高速道路の本線やサービスエリア、パーキングエリア、バス停から乗り降り出来るように設置されている E T C 専用のインターチェンジ。

た

第 5 次宝塚市総合計画（P1-2）

総合的、計画的にまちづくりを進めるための指針として、将来の市のあるべき姿（将来都市像・基本目標）とそれを実現するためにやるべきこと（施策・事業）を示すもので、市が策定する最上位の計画。基本構想の計画期間は、平成 23 年度（2011 年度）から平成 32 年度（2020 年度）の 10 年間。

地区計画（P1-1）

都市計画区域において、建築物の建築形態、公共施設その他の施設の配置などからみて、一体としてそれぞれの区域の特性にふさわしい態様を備えた良好な環境の各街区

を整備、開発、および保全するための計画とされる。都市計画の区域区分、地域地区に加えて、都市計画区域内の一定の区域の特性を反映させることができる都市計画（都市計画法第 12 条の 5）。

中心市街地（P1-1）

宝来橋上流から宝塚大橋を経て宝塚新大橋下流まで、武庫川の両岸市街地の一帯で、「たからづか都市計画マスタープラン－2012－」において位置付けられるエリア。

都市計画法（P1-5）

都市計画の内容およびその決定手続き、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的とする法律。

都市計画マスタープラン（P1-2）

宝塚市の都市計画マスタープラン（たからづか都市計画マスタープラン－2012－）は、平成 23 年度からスタートした第 5 次宝塚市総合計画の基本構想に即して、今後予想される社会経済情勢や時代の潮流、都市形成へのニーズなどを勘案し、これからの都市づくり、地域づくりの指針として適切な内容となるよう平成 24 年 3 月に見直したものである。計画期間は平成 24 年から平成 33 年までの概ね 10 年間である。

都市景観基本計画（宝塚市都市景観基本計画）（P1-1）

宝塚市が都市景観の形成を推進するに当たり、その基本的な方針を明らかにしたもので、昭和 60 年に初めて策定した後は、平成 13 年 3 月に改定している。

都市景観形成建築物等（P1-1）

旧宝塚市都市景観条例（昭和 63 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 7 条に規定される建築物等又は土地。

都市景観形成地域（P1-1）

旧宝塚市都市景観条例（昭和 63 年 3 月 25 日条例第 1 号）第 16 条に規定される地域。

都市景観条例（宝塚市都市景観条例）（P1-1）

都市の良好な景観形成に関し必要な事項を定めることにより、美しく調和のとれたまちづくりの推進と快適な市民生活の実現を図ることを目的として、昭和 63 年に制定された条例。その後、平成 24 年 3 月には景観計画の策定を始めとして、景観法の積極的な活用を目的として改正されている。

な

農業振興地域（別表）

経済的社会的条件や地形等の自然条件などを踏まえて、総合的に農業の振興を図ることが必要と認められる地域として指定された地域で、ほ場整備、農業用施設整備等の農業振興施策を重点的に講じていくこととされている（農業振興地域の整備に関する法律第 6 条）。

は

阪神間モダニズム（別表）

1900 年代から 1930 年代にかけて、大阪－神戸間の六甲山を背景とする阪神間を中心とした地域を土台に育まれた、近代の新しい芸術・文化・生活様式とその時代の状況を指す。

複合利用地（P2-1）

比較的規模の大きい製造業などが集積している武庫川下流部両岸のエリアで、「たからづか都市計画マスタープラン－2012－」において「複合利用ゾーン」として位置付けられるエリア。

壁面緑化（P3-15）

建築物や工作物の道路側の壁面に対して、つた等の付着型の植物を壁際に植えて直接壁をはわせたもの又は常設の金網等を設置してからませたもの。

ポケットパーク（P2-15）

わずかなスペースを利用して設けられる小公園。

ま

まちづくりルール検討委員会（P2-15）

市が開発まちづくり条例第 28 条の規定に基づき認定した、まちづくり活動団体や、住みよいまちづくりを推進し、地区計画等のまちづくりルールの導入を目的として結成された住民組織。

や

屋敷林（P2-2）

古い農家の屋敷の周囲に植えられた風よけなどを目的とした林。